

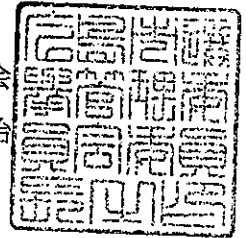


広島選第112号

平成22年12月14日

広島市議会議員選挙立候補予定者 様

広島市選挙管理委員会
委員長 倉田 治



街頭演説等における文書図画の掲示について（お知らせ）

時下、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から選挙事務に関しては、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される文書図画（当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画（後援団体の名称を表示するもの）については、公職選挙法第143条第16項各号に規定するもの以外は掲示することが禁止されております。

つきましては、公職の候補者等の政治活動の一環として、街頭や駅前などで行われるあいさつ行為や街頭演説において、当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項が表示された、のぼり、旗、プラカード、たすき、腕章などを掲示（使用）することはできませんので、御留意いただきますようお願いいたします。

なお、当該規定に違反された場合は、罰則の規定（同法第243条）もございますので、念のため申し添えます。

広島市選挙管理委員会事務局選挙課
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話：(082) 504-2513

公職選挙法（抄）

（昭和25年4月15日法律第100号）

（文書図画の掲示）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- 一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 二 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 三 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- 四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 四の二 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）

2～15（略）

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの
- 二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）
- 三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用するもの
- 四 第14章の3の規定により使用することができるもの

（以下、略）

（選挙運動に関する各種制限違反、その一）

第243条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

四 第143条又は第144条の規定に違反して文書図画を掲示した者

（以下、略）

(注意)

公職選挙法の解説書である「逐条解説 公職選挙法」、行政実例及び総務省の見解によると、次のとおりとなっています。

1 公職選挙法でいう「文書図画」とは、社会一般で用いられる言葉の意味よりも広く、文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて、物体の上に記載された意味の表示をいい、視覚に訴えるものはすべて「文書図画」に含まれると解されています。

なお、公職の候補者等の氏名又は氏名類推事項が記載された文書図画のうち、「のぼり(幟)」については立札・看板の類と解されていることから、法第143条において制限されており、また、「たすき」については、政治活動において使用する場合、同条の規定により使用することができません。

2 法第143条第1項第4号にいう「演説会場」とは、選挙運動期間中に行われる個人演説会等をいうものとされており、街頭演説の場所においては、文書図画の掲示は一切認められていません。

また、同条第16項第3号にいう「演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会」とは、不特定又は多数の聴衆を参集させ、演説、講演、講義等を行う集会をいうものと解されています。

このため、通行人等に対して行う街頭演説においては、その時期を問わず、候補者氏名等の記載された「のぼり」等の文書図画を掲示することはできないと解されています。ただし、選挙運動用自動車(船舶)の上で街頭演説を行う場合において、当該自動車(船舶)等に取り付けられた文書図画については制限されていません。